平成２９年（フ）第２０５号
沖縄県宜野湾市大山６丁目40番19号　大山団地Ａ－５
破産者　狩俣　秀典
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第９号
沖縄県うるま市字宮里747番地１　南風アパート204
破産者　具志堅　勲
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４０９号
盛岡市鉈屋町15番８号　サウスウイングＡ棟203号
破産者　沼田　壽子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３３号
秋田市土崎港相染町字大谷地36―80　サンベルデ201号　三浦方、住民票上の住所秋田市仁井田栄町17番25号　コーポささき201号
破産者　嘉成　豊志
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２号
福島県田村郡小野町大字谷津作字安橋４番地の３
破産者　野崎　義博
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
福島県郡山市並木４丁目７番地の８
破産者　戸澤　靖友
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
群馬県伊勢崎市中央町14番１号　住宅型有料老人ホーム桃の木、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市除ケ町380番地６　グリーンベール除ケ町Ａ１―10
破産者　関口　英幸
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２６号
東京都港区港南３丁目７番10―802号、開始決定時の住所横浜市青葉区奈良町2762番地117ライオンズヴィラッジオ玉川学園ＦＲ501
破産者　三野由利子（旧姓田村）
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９５号
横浜市港北区篠原町2598番地１　フローラ新横浜202
破産者　長谷川　滋
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７２号
新潟市中央区東湊町通４ノ町3406番地
破産者　三上　涼子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
新潟市東区逢谷内４丁目２番24号　マンハッタン・ハウス101号
破産者　齋藤　正史
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１０号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富997番地　竹ヶ下第２団地11号、旧住所鳥取県境港市竹内町1773番地１　浜アパート202号
破産者　古家　大介
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
香川県観音寺市豊浜町和田甲111番地２
破産者　藤原　浩史
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１３６号
千葉県旭市ニの5531番地６
破産者　加瀬　孝巳
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４３号
東京都立川市柴崎町４丁目11番26号柴崎町４丁目第２アパート206号
破産者　新家　　進
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４６号
東京都八王子市並木町37番18号
破産者　野島　広樹
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５４３号
横浜市鶴見区栄町通１丁目２番地の８
破産者　有限会社白鳥工業所
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２２０号
秋田市将軍野南２丁目３番45号　市営住宅２―17号
破産者　澤田　誠子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部